

さくら通信 7月号

2024年7月
No.235

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

苗字のはなし



私の父親は鹿児島県にある喜界島という離島の出身です。そこには私と同じ苗字の方がたくさんいらっしゃる・・・わけでもなく、恐らく親戚関係だけだと思っています。

「たかし」という苗字はそれなりに気に入っているのですが、たまにトラブルに巻き込まれます。昔勤めていた会社で取引先に契約書を送付したときに先方から「次回から、担当者のところには苗字を書いてもらえますか!？」と怒られたこともありまして。「苗字です」と答えたら大変恐縮されておりました。。

(孝志洋)



【令和6年度税制改正】

中小企業倒産防止共済の再加入時の共済掛金の損金算入の見直し

中小企業倒産防止共済契約(経営セーフティ共済)は、中小企業倒産防止共済法に基づく共済制度で、(独)中小企業基盤整備機構が運営主体の共済制度です。

この制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、共済金の貸付けを受けることで、自らの連鎖倒産等の事態を防止することを目的としています。

具体的には、共済契約者は予め掛金を積み立て(月額5千円~20万円、掛金積立限度額800万円)、取引先・企業の倒産により売掛金債権が回収困難となった場合には、この回収困難額と積み立てた掛金の10倍のいずれか少ない額を上限に、無担保・無保証人で共済金の貸付けが受けられます。

一方で、共済契約に係る掛金は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。また、掛金を前納した場合、前納の期間が1年を超えない限り、納付時の損金の額に算入ができるため、節税対策として利用されることもあります。



近年、タックスプランニングの観点から、解約手当金の支給率が100パーセントとなる加入後3年目、4年目に、一旦契約を解除し、すぐに再加入するケースが目立って発生していることから、本来の共済制度の趣旨を逸脱した利用が頻発しているとして、令和6年度税制改正において制度改正が行われました。

具体的には、中小企業倒産防止共済契約を令和6年10月1日以後に解除した場合、解除の日から2年間は再加入の共済契約の掛金の損金算入の特例が適用できないこととなりました。(個人所得税についても同じ)

(大寺)

資産税係 みなし贈与

お金をもらったわけではなくても、「みなし贈与」として課税の対象となるケースがあります。

1 ケース 親子間や親族間などで、時価より著しく低い価額で財産を譲り受けるケース → 時価と支払った額の差額分が贈与とみなされ、「みなし贈与」として贈与税が課されます。

2 ケース 金銭の授受をせず、資産の名義変更をするケース → 名義変更した財産を贈与されたとみなされ、「みなし贈与」として贈与税が課されます。

3 ケース 資金を出した割合と同じ比率で持ち分を登記していないケース → 資金を出した割合による正しい持分と、登記上の持分との差額分が贈与とみなされ、「みなし贈与」として贈与税が課されます。

贈与税が課されるのは、財産をもらったとみなされる人です。親が良かれと思って、安易に子供に名義変更すると、子供に贈与税がかかってしまいますので、注意が必要です。

(坂田)

社会保険 賞与を支給したとき

★ 「被保険者賞与支払届」を管轄の年金事務所または事務センターに提出しなければなりません。(支給日から5日以内)

70歳以上の被用者も届出が必要です。

★ 賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として受け取るもののうち年3回以下支給されるものです。

★ 保険料

賞与額から **1,000円未満の端数を切り捨てた額** (標準賞与額) に保険料率を掛けて計算します。事業主と被保険者が折半して負担します。

「標準報酬月額・保険料月額表」は、使用しません。

標準賞与額の上限は、健康保険は年度の累計額573万円、厚生年金保険は1カ月当たり150万円です。



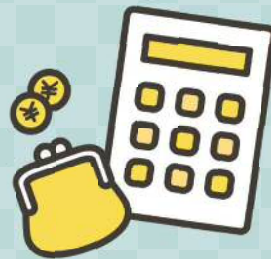
例 賞与総支給額 217,500円の場合 217,000円 × 保険料率

被保険者負担分

健康保険 $217,000円 \times 50.95/1000 = 11,056$
介護保険 $217,000円 \times 8.0/1000 = 1,736$
厚生年金保険 $217,000円 \times 91.5/1000 = 19,855$

■ 保険料率(令和6年3月～)

健康保険		介護保険		厚生年金保険		子ども・子育て拠出金
74歳まで		40歳～64歳		69歳まで		
全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	事業主のみ
101.9/1000	50.95/1000	16.00/1000	8.00/1000	183.0/1000	91.5/1000	3.6/1000



★ 資格取得月・喪失月の保険料

資格取得した月に支給された賞与は、対象となります。
資格喪失した月に支給された賞与は、対象なりません。

(徳永)

会計制度 固定資産の減損③ STEP1 グルーピング

キャッシュを直接生み出さないが、他の資産がキャッシュを生み出すことに貢献する資産を共用資産といいます。管理部門や各事業部が使用する本社建物・将来の製商品の技術が培われる研究所施設・従業員の福利厚生を担う社宅等が、共用資産となりうる資産です。

共用資産は直接的にはキャッシュを生み出さないため、共用資産単独を資産グループとすると、減損という判定になりかねません。しかしながら、他の直接部門の役に立っているのに、キャッシュを直接生み出さないために、減損するのは不合理です。そこで、原則的には、共用資産は、サポートしている直接部門も含めた「より大きな単位」を作って、資産グループとすることとなっています。

また、共用資産と同じように直接キャッシュを生み出さない資産として遊休資産があります。遊休資産は、会社の事業活動にほとんど使用されていない資産です。遊休資産を切り離しても他の資産グループの使用にはほとんど影響を与えないと考えられるため、遊休資産については、他の資産グループから独立させ、単独のグループとします。

(孝志茜)



リスマネ委員会 企業が重視するリスク：施設管理等にかかる賠償事故

事業用施設の管理不備や、構造上の欠陥などで他人にケガを負わせてしまった場合や、他人の物を破損させてしまった場合には、所有(管理)者に損害賠償責任が発生します。

このようなリスクに備えるために加入すべき保険が「施設賠償責任保険」です。

「賠償責任保険には加入しているから大丈夫」と思っている場合も、保険商品によっては、思っていた内容とは異なる契約になっている可能性があります。

施設管理、業務上に起因する事故のリスクを洗い出し、そのリスクに適した保険に加入できているか再確認してみたいかがでしょうか。

想定される事故例

- 施設の看板が落下して通行人にケガを負わせた
- 施設の爆発により近隣の建物・車両等に損害を与えた
- 建物の火災によって、お客さまを死傷させた
- 従業員の不注意によりお客様にケガを負わせた

補償が必要な業種例

- 飲食業・不動産業・製造業・小売業など

(さくらビジネス)

7月の社会保険労務

7月10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在>(年金事務所)
- 労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署)
- 労働保険料の納付(郵便局または銀行)
- 労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)

7月16日

- 高年齢者・障害者雇用状況報告書提出(公共職業安定所)

7月31日

- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月~6月分>(労働基準監督署)

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 全国安全週間(1日~7日)

※ 勤労青少年の日(第3土曜日:20日)



7月の税務

7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

7月16日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
4. 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※ 税理士法施行73周年

昭和26年6月15日公布

昭和26年7月15日施行



約束手形等の交付から満期日までの期間短縮

事業者が手形等のサイトを短縮できない理由は、上位の取引先からの支払が手形等によるものであり、そのサイトが長いことであるとの声が多く聞かれます。下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でサイトを短縮化していくことが、中小企業の取引適正化のために必要です。

また、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮が必要です。そこで、中小企業庁は、公正取引委員会と連名で、各産業の業界団体や、金融機関及びそれを監督する省庁等に対し、以下の内容の要請文を发出しました。



1. サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和6年11月1日から始まること。
2. ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。
3. 下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払いをできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払い手段の適正化とともに、前払い比率、期中払い比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。
4. 手形等のサイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めること。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html>

(大下)



研修会終了のご報告 ~2024.05.20 at 徳島県教育会館~

令和6年5月20日(月)に開催いたしました、弊社主催の定額減税研修会にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

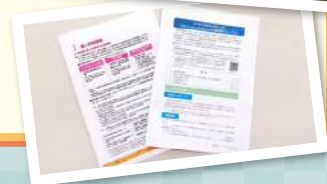
今回の内容が皆さまのご活躍の一助となれば幸いです。

また、研修会の動画と資料をホームページ及びYouTubeに掲載いたしました。

ぜひご覧ください。



ホームページ
<http://www.skr39.co.jp/>



岡山紀行①ヴォルティス応援

連休の5月5日朝汽車にて岡山へ。妻同行。午後オリエント美術館。収蔵品の多さに驚いた。夜「鉄板かや乃」にてステーキ会食。「バナナマンのせっかくグルメ」に数秒映るハプニング。6日14時「シティライトスタジアム」。生ビールを飲みながら応援。押され気味だったが、渡がド迫力で蹴りこみ2対1で勝利。当方の応援団も多く楽しかった。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

発行